

【事業採択要件、対象事業、対象経費について】

1 事業採択要件

対象となる事業は下記の要件を全て満たすものとする。

- (1) 千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業と連携して造成された市町村基金を設置している市町村で行われるものであること。
- (2) 調査研究の一環として、地域住民活動による土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に資する工法の開発に関するものであること。
- (3) 指導員が指導する活動主体によって、整備後の保全施設の適正な維持管理、保全が行われること。
- (4) 1地区当たりの事業に要する経費は原則100万円以下とする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事業の内容及び対象となる経費

(1) 事業の内容

土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に資する工法であって、以下の①から④にあげるもの（調査研究の一環として、機能及び効果の検証を要する工法に限る）。

- ①土地改良施設の機能の強化・保全の為の整備（新工法による水路補修等）
- ②土地改良施設の多面的機能の強化・保全の為の整備（親水施設の整備等）
- ③農地の多面的機能の強化・保全の為の整備（遊休農地のビオトープ化等）
- ④上記①から③以外のものであって、特に土地改良施設及び農地の機能の強化・保全と、中山間地域の活性化に資すると認められる施設の整備

(2) 対象となる経費

事業の対象となる経費は以下の①から⑥のとおりとする。

- ①工事請負費
- ②委託費
- ③補償費
- ④使用料及び賃借料
- ⑤原材料費
- ⑥その他特に必要と認められる経費